

令和4年度・第2回岡山県男女共同参画審議会 議事概要

【開催概要】

1 日時

令和5年1月31日（火）14:00～15:30

2 場所

岡山県庁3階 大会議室

3 出席者

○委員（五十音順、敬称略）／出席14名

青木祐也、河内恵子、小橋充、笹井茂智、宍戸圭介、田中真厘恵、中塚幹也、西崎京子、橋本由利子、廣政恵介、堀睦実、山下美紀、山本京子、湯浅幹子
（欠席1名）

○事務局（県）／出席6名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、男女共同参画推進センター（ウィズセンター）所長、事務局（男女共同参画青少年課）職員

【議事次第】

1 開会

県民生活部長あいさつ

岡山県県民生活部長の池永でございます。

委員の皆様方にはお忙しい中、令和4年度第2回の岡山県男女共同参画審議会にご出席いただきまして、感謝を申し上げます。また、皆様方には、男女共同参画推進に関する施策をはじめ、県政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

前回の審議会、8月に開催いたしました時には、まさにコロナの第7波のピークに近い時期ということで、ご欠席された委員の方も多くいらっしゃいました。そういった意味で、コロナも収束しているということで、今回、初めてご出席される委員の方も多くいらっしゃいます。改めまして、来年度、年度末まで委員の任期がございますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年政府が発表いたしました女性版骨太の方針2022というものがございまして、この中で、我が国の男女共同参画の立ち遅れの背景として、昭和に形作られた各種制度や労働慣行、固定的な性別役割分担意識などが強化しあう構造的な問題が指摘されております。そうした中で、女性の経済的自立や、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現などを柱に対策を進めるというような方針が出されているところであります。

県におきましても、令和3年度からスタートいたしました「第5次おかやまウ

イズプラン」に基づきまして、労働慣行の改善や意識改革に向けて、働きやすい職場づくりや女性活躍に取り組む企業内人材の育成、男性の家庭生活の参画促進講座というようなものを行ってございまして、今年度からは新たに、コロナ禍で一層の潜在化・深刻化が懸念されるDV被害への対策を強化する事業を展開しているところでございます。

本日の審議会におきましては、こうした事業の本年度の実績ですとか、予算要求をいたしましたので、来年度の実施案をご説明させていただきますとともに、配偶者暴力防止法の改正も予定されているため、その概要についてもご説明をさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、忌憚のないご意見・ご提言をいただきますとともに、今後とも男女共同参画社会の実現に向けまして、ご理解とご協力をお願いできればと思います。

最後になりますけれども、皆様方の益々のご活躍を祈念いたしまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員自己紹介、事務局自己紹介

3 議事概要

- (1) 令和4年度男女共同参画関連事業の主な実績について
- (2) 令和5年度男女共同参画関連事業（案）について
- (3) その他

【議事録全体】

事務局	それでは、議事に入ります。 岡山県男女共同参画審議会規則第4条第1項の規定により、本審議会の会議の議長は、会長に務めていただくこととなっておりますので、会長、議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。
会長（司会）	はい、それでは規定により議長を務めますので、円滑な議事進行に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。 なお、前もってお断りしておきますが、本審議会の議事概要は事務局において作成し、各出席委員の確認をいただいた上で、県のホームページに掲載し、公表しますので、ご了承ください。その際、発言者については単に「委員」とさせていただきます。 それでは、議事1「令和4年度男女共同参画関連事業の主な実績」と議事2「令和5年度男女共同参画関連事業（案）」について、

	事務局から説明をお願いします。
男女共同参画 青少年課長	<p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>県では、本県の男女共同参画施策の目標や方向性を定めている「第5次おかやまウイズプラン」に基づき、男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、オール県庁で様々な事業に取り組んでおります。本日はこのうち、男女共同参画青少年課と男女共同参画推進センター（ウイズセンター）において、実施しております事業及び来年度（令和5年度）実施予定の事業についてご説明させていただきます。</p> <p>なお、部長の挨拶にもありましたが、前回ご欠席された方がいらっしゃることから、説明にあたり、前回ご説明した内容と一部重複する場合がございますが、なにとぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事1「令和4年度男女共同参画関連事業の主な実績」についてご説明いたします。「令和4年度男女共同参画関連主な事業実績」をご覧ください。「第5次おかやまウイズプラン」の3つの基本目標ごとに、実施事業を取りまとめております。それでは、基本目標ごとにご説明いたします。</p> <p>まず、「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり」についてでございます。まず、「男女共同参画社会づくり表彰」ですが、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行い、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる個人、団体を表彰する事業で、本年度は知事表彰として個人の方3名、事業者の方4事業者を、県民生活部長表彰として個人の方7名をそれぞれ表彰いたしております。</p> <p>次の「地域男女共同参画推進事業」では、岡山県婦人協議会に委託し、県内37か所において、女性の健康支援講座や男性料理教室、男女共同参画をテーマにした研修会などを開催しております。</p> <p>次の「男女共同参画ゼミナール事業」「男女共同参画推進月間事業」「ウイズカレッジ事業」につきましては、後ほど、ウイズセンターからご説明いたします。</p> <p>続きまして、2ページ目をご覧ください。「基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築」についてでございますが、主に</p>

配偶者からの暴力、DV防止と被害者支援に向けて取り組んでおります。県の女性相談所、ウィズセンター及び岡山市、倉敷市、津山市の県内5つの配偶者暴力相談支援センターが中心となって、DV相談に対して電話や面談により対応するとともに、支援情報の提供や女性相談所による緊急時の一時保護などの支援を行っております。

具体的な事業につきまして、まず、「ストップ・DV事業」では、①として、DV防止等に係る啓発活動に取り組んでいただく「ストップDV！啓発サポーター」の養成研修などを実施いたしました。詳細は、後ほどウィズセンターからご説明をいたします。また、②として、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、市町村と連携して、そのシンボルであるパープルリボンを活用した啓発に集中的に取り組みました。さらに、③として、高校生など若い世代へのDV、デートDV防止への理解を深めてもらうため、高校・大学等で出前講座を実施いたしました。

次に、「DV被害者等相談・自立支援充実事業」では、①として、行政機関の相談窓口が開いていない日曜、祝日、年末年始に、社会福祉法人クムレに委託して相談対応を行っております。相談件数は12月末現在で101件、うちDV相談は37件となっており、昨年度（令和3年度）の同期と比べ、相談件数では47件の増とほぼ倍に、DV相談では2件の増と微増となっております。次に、②として、女性相談所における一時保護等の後、DV被害者が自立した生活を始めるまでの間、安全な住環境を提供するステップハウス提供事業、DV被害者と同伴している子どもを対象とした学習支援などを行っております。

続きまして、3ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、DV被害の一層の潜在化・深刻化が懸念されていることから、今年度から新たに県の重点事業として「DV被害防止対策強化事業」を実施しております。まず、私から「① SNSを活用したプッシュ型アプローチ事業」及び「③ DV被害者等セーフティーネット強化パイロット事業」についてご説明させていただき、中段の「② 資質向上・連携支援事業」につきましては、後ほどウィズセンターからご説明させていただきます。

それでは、まず、「① SNSを活用したプッシュ型アプローチ事業」についてご説明をいたします。資料の15ページの別紙(2)をご覧ください。県では、相談に至っていないDV被害者の早期

支援に向け、DV被害の多い県内の20代から50代の女性を主な対象に、SNS広告などを活用して、DVの基礎知識や相談機関などに関する情報を提供することで、DV被害を受けているという認識のない方や、相談に踏み切れない方などに対して、「気づき」を促し、相談機関や支援機関につなぐ取組を実施しています。今年度は、9月、11月、1月のそれぞれ1カ月程度、3回の広告配信を実施しており、現在、3回目として1月1日から広告を配信しております。広告を配信する媒体の種類は、LINEやGoogleリスティング広告などであり、広告配信の対象は、DV被害者の割合の高い20代から50代の女性としております。

次に、「4 事業の流れ」についてですが、まず、対象者のLINEやGoogleリスティングなどに、DVに係る広告を掲載いたします。そこからDV被害の有無をセルフチェックできるホームページへ誘導し、セルフチェックを実施していただきます。DV被害の可能性が高い方には、支援機関の情報提供と相談の勧奨を、DV被害の可能性が低い方には、今後のご自身の被害防止や知人・友人などが被害に遭った際に備えて、DV被害についての情報を提供しています。また、支援機関への相談としては、画面に表示された支援機関の電話番号等をワンクリックするだけで、直接電話がかけられるようになっており、直ぐに相談を開始いただくことができます。

また、インターネット広告配信を利用していることから、システムの利用状況を詳しく把握することができ、広告配信のタイミングや内容を見直し、改善を加えながら実施していくことが可能であり、「5 事業実施上の気づき」にお示ししておりますように、配信結果を分析した結果、Googleリスティング広告などの検索連動型広告がより効果的であることや、電話相談よりチャット相談が好まれることが分かりました。これらの気づきを踏まえ、11月の第2回目の配信から、相談機関への電話配信ボタンに、国の実施する「DV相談+」などSNS相談窓口へ誘導するボタンを追加するなど、より利用していただけるように改善を加えております。

最後に、「6 事業実績」についてでございますが、9月、11月の2回の広告配信では、合わせて約260万回広告が表示され、その広告をクリックしていただいた回数が約1万1,500回、セルフチェックを実施していただいた回数が約1,450回、相談機関への

電話発信ボタンをクリックしていただいた回数が約 200 回となっております。

次に、17 ページの別紙（3）をご覧ください。「令和4年度DV被害者等セーフティネット強化パイロット事業」の概要についてでございます。この事業は、国の交付金を活用して、民間シェルターの先進的な取組を支援する事業でありまして、各民間事業者の方が取り組む事業の概要を一覧表に掲載しております。「居場所のない若年女性への宿泊場所の提供」や「若い世代を対象としたSNS相談の実施」など、様々な取組が実施されております。本事業は今年度で終了といたしますが、今後とも民間事業者の方と連携を継続していきたいと考えております。

4 ページ目にお戻りください。最後の「基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり」に係る事業についてですが、昨年度（令和3年度）から県の重点事業として「おかやま☆女性活躍☆生き生きパッケージ事業」に取り組んでおります。県が実施した調査では、女性活躍の推進等に取り組みたいと考えている企業が多い一方で、女性の管理職への登用などを検討できていない企業も多く、企業間で取組に大きな差があることから、女性活躍や男女共に働きやすい職場環境づくりに向けて、企業の取組を支援するものであります。

「① 専門家派遣によるアウトリーチ型支援」では、社会保険労務士、中小企業診断士などの専門家を県内の8つの事業所へ派遣し、働きやすい職場づくりに向けた育児介護休業規定の整備や、女性の積極的な登用体制の検討など、専門的知識が必要となる企業の取組を支援しております。

次に、「② 女性活躍推進サポーター育成研修会の開催」についてでございますが、19 ページ別紙（4）「オール岡山女性活躍推進プラットフォーム」というチラシをつけております。本研修は、働きやすい職場づくりや女性活躍に取り組む企業内人材を育成する企業向けの研修で、2つのテーマについて計4回開催し、企業の経営者、管理者、実務担当者など延べ78名の方にご参加いただきました。ここで学んだ内容を参加者が各企業に持ち帰り、男女共同参画に向けた取組を継続的に進めていただくことを目的としております。なお、研修会の案内チラシなどに「男女共同参画」を全面に謳うとなかなか企業の方々に関心をもっていただくことが難しく、引き続き、意識改革の必要性について痛感して

いるところがございます。

4ページ目にお戻りください。こうした企業に対する支援を行う一方で、管理職への就任を打診されても断る女性が多いことや、依然として家事・育児の女性への負担が男性よりもはるかに大きいことなどから、女性自身の活躍に向けた意欲を喚起するとともに、男性の家庭生活への参画を推進する必要があります。そのため、「③ 女性活躍ネットワークづくり支援事業」では、仕事と家庭の両立や将来のキャリアプランなどに悩みや不安を抱える女性が気楽に参加し、仕事で活躍するメンター役の女性から、働き方などの経験談を聞いたり、メンター役や他の参加者と交流できる会を開催いたしました。21ページ、資料別紙（5）をご覧ください。こちらにチラシなどをつけております。「創業を目指す方向け」と「企業などでキャリアアップを目指す方向け」の交流会を2回開催し、延べ36名の方にご参加いただきました。

4ページに戻っていただけたらと思います。表の下段でございますが、「④ 男性の家庭生活への参画促進事業」では、男性の家事や育児などへの参加を後押しする内容のセミナーをウイズセンターにおいて開催いたしました。詳しくは、ウイズセンターからご説明させていただきます。

以上、本年度の事業の実施実績についてご説明いたしました。

引き続き、議事2「令和5年度男女共同参画関連事業（案）」について、ご説明いたします。23ページの資料2をご覧ください。23ページのご説明いただければと思います。「令和5（2023）年度男女共同参画関連主な事業（案）」をご覧ください。

来年度の実施事業につきましては、今年度実施しております2つの重点事業について、引き続き実施してまいります。事業内容について、大きな変更点はございません。そのため、今年度との違いなど要点のみをご説明いたします。

24ページをご覧ください。今年度から新たな重点事業として実施している「DV被害防止対策強化事業」のうち、「① SNSを活用したプッシュ型アプローチ事業」については、今年度と同様の事業内容での実施を考えておりますが、さらに、動画広告の利用や民間シェルターで実施されているSNSを活用した相談との連携等を検討していきたいと考えております。「② 資質向上・連携支援事業」については、相談員の連携強化を目

	<p>的とした、ワークショップの実現を図ってまいりたいと思います。また、今年度実施した民間シェルターの先進的な取組を支援する「DV被害者等セーフティネット強化パイロット事業」については、先ほども申し上げましたが、国の交付金事業が単年度事業であったことから、今年度で事業終了といたしますが、引き続き広報等による支援・連携を続けていきたいと考えております。</p> <p>また、昨年度から実施している重点事業「おかやま☆女性活躍☆生き生きパッケージ事業」につきましては、来年度が事業実施3年目になりますが、引き続き、企業や女性へのアプローチ手法を工夫しながら実施してまいりたいと考えております。</p> <p>男女共同参画青少年課関連の事業のご説明は終わります。引き続きまして、ウイズセンター所長からご説明いたします。</p>
<p>ウイズセンター所長</p>	<p>それでは、資料に沿って、ウイズセンターの令和4年度事業実績をご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料1ページをお開きください。先ほど男女共同参画青少年課長からご紹介したように、ウイズセンターの事業につきましてはこちらでは米印で記述をさせていただいております。そして、資料1の方に概略を書かせていただいているのですが、ウイズセンターについては、資料5ページ以降の別紙(1)の方で詳細をご説明させていただきたいと思っています。それでは基本目標に沿ってご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、基本目標I、資料は1ページをご覧ください。男女共同参画社会の基盤づくりとしてウイズセンターが実施した事業は、ご覧の米印がついている3事業でございます。それぞれ詳細資料によりご説明をしたいと思います。</p> <p>まず一つ目、資料の方は5ページをお開きください。一つ目が「男女共同参画ゼミナール事業」でございます。この事業は、男女共同参画の視点を持った人材などの地域リーダーを養成するための講座です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度もオンライン配信により行っております。対象者は、市町村職員及び一般県民でございます。講座では、男女共同参画の基本、アンコンシャスバイアスへの対処法、多様性、ワーク・ライフ・バランス、DV対策、災害対応など、幅広いテーマを取り上げました。ゼミナールの修了者は17名、うち男性は4名でござ</p>

いました。また、修了証の交付を3回受けた認定者は1人でございます。1回目の審議会でもご質問があったのですけれども、終了証の交付を3回受けた認定者は、これまでに1名と申し上げたのですけれども、正しくは2名でした。この方を入れて合わせて3名になっております。この認定者の方たちにこれからどのように活動していただくかということについて、来年度以降いろいろと検討・実施をしてまいりたいと考えております。

続きまして、基本目標Ⅰの2つ目、「男女共同参画推進月間事業」です。資料は8ページになります。第1回の会議でもお話ししましたが、岡山県では、毎年11月を男女共同参画推進月間とし、県民の積極的な参加と団体の自主的な活動及び交流を促進するための講演会や交流会を開催しております。今年度の記念講演会としましては、昨年11月26日に、作家で僧侶の家田荘子さんを講師に迎え、「みんな「人」～共に歩いていくために」をテーマに、参集型の講演会を行いました。またYouTubeを使ったオンデマンド配信を12月9日～12月23日の2週間実施しまして、12月9日と10日の両日、リクエスト上映会を行っております。

さらに、登録団体の活動支援としまして、登録団体の皆様に情報発信ツール YouTube を活用して団体の活動をPRしていただくこと、2回に分けてYouTube勉強会、そして意見交換会を行いました。そのほか月間中の行事としましては、登録団体のメッセージ動画、こちらは音楽なども入れた静止画のスライドショーでございます。これをウィズセンターの情報コーナーや記念講演会で上映いたしました。このパワーポイントによるスライドショーは、ウィズセンターのホームページにもアップしております。

続いて、基本目標Ⅰの3つ目、「ウィズカレッジ」でございます。資料は戻りまして、6ページをご覧ください。ウィズカレッジは、広く県民を対象とした普及啓発事業でございます。男女共同参画社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスにより、男女が様々な活動に共に参加できるよう、最新情報や知識の提供をオンライン配信で行いました。まず、企画講座では、女性の就労支援をテーマとしてオンライン会議の基礎講座、地元企業トップの方に聞く「職探しのヒント」、男性にとってのワーク・ライフ・バランス、DV対策など、多岐にわたるテーマを取り上げております。オンライン講座の受講者は409名、うち男性参加者は100名でございました。

また、ウィズセンターでは、「ウィズカレッジ事業」として、出前講座・来所講座を行っております。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のため、件数が減っておりますが、徐々に依頼も増えてきておりまして、今年度は出前講座を、見込みを含めまして7件、来所講座を2件実施しております。

続きまして、資料は2ページになります。「基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築」につきましては、「①ストップDV！啓発サポーター養成研修」とそのフォローアップ研修をウィズセンターの方で担当させていただいております。詳細資料は11ページをお開きください。

「ストップDV！啓発サポーター養成研修及びフォローアップ研修事業」でございます。人権を侵害する大きな社会問題であるDV・デートDVを防止するためには、地域における支援活動が重要であることから、ウィズセンターでは、今年度（令和4年度）の新規事業として、DV問題への理解を深めたサポーターを養成し、県下全域で地域に根ざしたDV被害者を支援する取組を推進いたしました。まず「ストップDV！啓発サポーター養成研修」としましては、10月28日に市町村の担当職員やDV被害者支援に関心のある方を対象に、県警の人身安全対策課、県の子ども家庭課、女性相談所など行政職員による講義を行い、42名の方にご参加いただきました。そして、翌11月には2回目を受けてフォローアップ研修を行っております。こちらでは、岡山中央病院の金重恵美子副院長、倉敷市立短期大学保育学科の平岡敦子准教授を講師としまして、それぞれの立場からDV被害者支援についてのお話を伺いました。延べ111人の参加があり、多くの方から高い評価をいただいております、来年度も引き続き行ってまいりたいと思います。

基本目標Ⅱにつきましては、もう一つウィズセンターで担当している事業がございます。同じく11ページで「資質向上・連携支援事業」でございます。こちらはDV被害者支援の第一線で取り組む関係機関・団体の実務担当者を対象に行う研修で、こちらでも今年度の新規事業でございます。研修は5回の連続講座で、6月から10月まで、月1回、さんかくナビの貝原理事長を総合プロデューサーとしまして、講師としてはNPO法人全国女性シェルターネット理事、社会福祉士の方、弁護士の方、倉敷児童相談所の所長など、各界の第一人者を講師に招いて、ワークショップ

も交えて、実践的なお話を伺いました。延べ 156 人にご参加いただいたところでございます。こちらも来年度引き続き実施してまいります。

それから、総合相談事業についてお話をさせていただきたいと思っております。基本目標Ⅱの重要な事業として、ウィズセンターでは総合相談事業を行っております。資料 10 ページをお開きください。ウィズセンターでは、生き方や家族・夫婦の悩みなど、さまざまな問題の相談に当たるため、総合相談コーナーを設置し、女性相談員による一般相談、それから弁護士、精神科医による特別相談、男性相談員による男性のための電話相談を実施しています。このうち、男性相談員による男性のための電話相談につきましては、昨年 7 月から相談の曜日と時間を、これまでの金曜日の夜 17 時～20 時を第 4 土曜日の 13:30～16:30 に変更いたしました。新たに公認心理師・臨床心理士の方に相談を受けていただいております。土曜日の昼に相談を実施したところ、大学生など若い世代からの相談も増えまして、また、この日は一般相談も併せて行っておりますので、他の相談員との情報共有を行いながら相談に対応する体制も整ったところでございます。引き続き、男性の方のお悩みに寄り添っていきたいと思っております。10 ページに掲げている相談件数は、12 月末時点の数字となりますが、最終的には昨年度並みの数字になる見込みでございます。

最後に、「基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり」ということで、資料 1 の方では 4 ページになります。ウィズセンターが取り組んだ事業が「④ 男性の家庭生活への参画促進事業」でございます。こちらは詳細資料 12 ページをお開きください。

こちらの事業では、男性の家事や育児など家庭生活への参加を促進するため、意識改革や具体的な行動に繋げるためのセミナーを、3 回のオンライン配信で行いました。まず、初回では、男性の家事参加に係る制度について、2 名の講師に対談形式で語っていただきました。1 人はシングルファザーとして 3 人の子育てを体験された方、もう 1 方は P T A 会長として地域を巻き込みながら子育てを体験された方で、それぞれの過酷な実体験を交えて、家事育児の大変さと楽しさをわかりやすくお話いただいております。2 回目は、実際の育児に役立つおうち遊びの情報、そして 3 回目は、主夫を本業とする講師の方によりまして、実践型の家事について具体的にお話をいただいたところでございます。全体

では、延べ 135 人の方にご視聴いただき、他の事業と比べ、男性参加者の割合が多くなっております。

今年度の事業については、以上でございます。

それでは引き続き、資料に沿って、来年度（令和 5 年度）の事業概要についてご説明いたします。資料は 23 ページをお開きください。こちらウイズセンターが担当している事業については米印をつけてございます。基本的には今年度を踏襲し、更にグレードアップしていこうということで考えております。

まず、「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり」としましては、「男女共同参画ゼミナール」。これは、市町村の職員等を対象に、男女共同参画を推進する地域リーダーを養成する講座として、令和 5 年度も一部オンラインにより、年 8 回開催する予定でございます。同じく、全研修の概ね 2 / 3 以上の出席者を修了者とし、修了証の交付を 3 回受けた方を認定者とする制度はそのまま引き継ぎたいと思っております。そして、令和 4 年度から、初の試みとして、修了者の方を対象に、ネットワーク構築のためのオンライン研修を行いました。それぞれの修了者が、更に主体的に情報交換・情報共有を行い、地域で活躍していただく一助となればと考えており、令和 5 年度についても、ネットワーク作りに更に力を入れていきたいと思っております。

2 つ目が、「男女共同参画推進月間事業」でございます。今年度同様、来年度も男女共同参画推進月間の 11 月に、県民の積極的な参加と団体の自主的な活動・交流を促進するための講演会や交流会を開催いたします。今年度と同様に、来年度も記念講演会のほか、登録団体の活動支援として、登録団体の皆様を対象にした YouTube 勉強会など動画作成の勉強会を行い、各団体の新たな情報発信に役立てていただけるように努めて参りたいと思っております。また、各登録団体の活動状況についての情報発信ツールとして、ウイズセンターでは YouTube チャンネル「ウイズチャンネル」というのもっております。なかなかまだ皆様に浸透していないのですが、「ウイズチャンネル」を有効活用して、いかに多くの方に見てもらえるかを検討して進めてまいりたいと思っておりますので、一度皆様も覗いていただいで、YouTube チャンネル登録していただければと思っております。

	<p>そして3つ目が、「ウイズカレッジ」でございます。こちらは、広く県民の方を対象とした普及啓発事業です。こちらは今年度同様、男女共同参画社会の実現に向けまして、ワーク・ライフ・バランスにより、男女が様々な活動に共に参加できるよう、最新情報、知識を、皆様ご提供しやすいオンライン配信で行ってまいります。また、こちらは市町村や大学等におきましても、サテライト配信として活用していただけるよう、広く周知・PRしていきたいと思っております。</p> <p>ウイズカレッジ事業として行っている出前講座・来所講座ですけれども、これまでは県内各地域に出向くことが多かったのですが、オンラインでの講座を視野に入れ、新たな素材づくりをした上で、新しい形の出前講座・来所講座の在り方を探していきたいと考えております。</p> <p>続きまして、「基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築」でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度から新規になります「ストップDV啓発サポーター養成研修及びフォローアップ研修事業」、それから「資質向上・連携支援事業」の2本がございますけれども、来年度も今年度同様、広く、多くの方に参加していただけるように取り組みたいと思っております。なお、「資質向上・連携支援事業」につきましては、研修内容は未定ですけれども、来年度もさんかくナビの貝原理事長に総合プロデューサーとして参画していただくこととしておりまして、現在、講師などの選定に当たっているところでございます。</p> <p>それから最後24ページのところで、基本目標のⅢにつきましては、ウイズセンターでは来年度が最後の年になりますが、男性の家庭生活への参画促進事業、こちらにも取り組んでまいります。男性の家事や育児など家庭生活への参加を促進するための意識改革や具体的な行動に繋げるためのセミナーを、なるべくわかりやすく映像でお示しできるオンライン配信を行う予定にしております。</p> <p>来年度の主な事業については、以上でございます。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>はい、ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。資料が多岐にわたり、いろいろなところに移動しての説明でしたので、もしかすると質問等があるかと思いますが、それを含めてご意見を伺いたいと思っております。今回は、令和4年度男女共同</p>

	<p>参画関連の事業実績について説明をしていただき、それを継続する形で、令和5年度の予定ということでお話をさせていただきました。ですので、今行われていることについて、あるいはそれを踏まえて来年度行う予定である計画について、何かご意見・ご質問等ございましたら遠慮なく意見をおっしゃってください。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>突破口だけ切らせていただいて、皆様、ご意見賜ればと思います。議会でもこの男女共同参画については、私も含めて質問を多岐にわたってさせていただいています。先ほど部長からもありましたけれども、やはりアンコンシャスバイアスの問題というのが非常にハードルが高く、意識が違う。男女共同という考え方はわかるんですが、実際施策として実施するとき、どうしても男性優位に行政も社会もなってしまうということが出ています。</p> <p>それと併せて、今年の、例えば男女共同参画白書などを見ると、もう既に昭和の時代は終わったと、要するにそういう意識がもう終わって、本当に今後考えていかないと、日本は世界の中で大変な国になってしまうという警鐘もならされているわけなんです。いろんな事業をやっていただいていることは本当にわかっていますが、私が県に本当にお願いしたいのは、こういう意識改革というのは、やはり幼少期の教育でやらないと進まないのだからと思います。今、平成に生まれた若い人たちはずいぶん意識が変わってきていて、例えば、育児等々にしても、男女平等で育児をしている、育休を取得しているという方も増えている。けれども、まだまだ諸外国に比べてそういう雰囲気というのではないわけで、まず教育が一番必要なんだろうと。</p> <p>それともう一つは、やはりそういうことを保証してくれる社会の制度、要するに、職場環境なのだろうかと常々私は感じております。日本は、政治分野において世界で一番遅れている。要するに、女性議員の数が少ないと言われてはいますが、まさにそういうところから改革していかないと、今後の日本の発展というのは多分ないんではないかと感じます。</p> <p>どこまでも男性が威張って、女性は家の中にいなさいということではなく、もっともっと女性の方に活躍をしていただく、子育てをやっていても働ける、社会で活躍できる、そのためにはまず、教育段階でそういう考え方をしっかり教えていた</p>

	<p>だきたいと思います。ちょっとくどい話になりましたけれども、よろしく願います。</p>
<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>委員のおっしゃるとおりで、まず、教育というのが大切だと思えます。教育につきましては、男女共同参画ということで、今は子どもを「くん」や「さん」と分けて呼ばず、全員を「さん」で呼ぶなど、学校の生活の中でもかなり意識されており、男女が混合の名簿になるなどの取組もされていると聞いております。県の意識調査によると、学校に行っているときは平等であり、男女の違いというのはあまり意識されないというデータもあります。</p> <p>ただ、学校教育ではこうした状況であっても社会に出ると、先ほどもおっしゃられたように、アンコンシャスバイアス、無意識の偏見が存在し、県の意識調査の中でも、まだ男性の方が有利ではないかというような意識を持たれている方も多いという結果がでております。県といたしましても、まずは、固定的な性別役割分担意識を解消していくということで、先ほどの説明の中でもありましたけども、ウィズセンターや我々の方でも、県民の方や市町村の方を対象に、いろいろな研修や出前講座等を実施させていただき、改善していきたいと考えております。</p> <p>制度につきましても、先ほどもご説明させていただきましたが、企業に出向いていって女性、男性共に働きやすい職場環境作りに向けて、企業の取り組みを支援していく等、少しずつではありますけども、男女ともに共同で活躍できるような社会を作っていきたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私から関連した質問してもよろしいでしょうか。今、委員が言われた教育という、幼少期からの男女共同参画に関わる意識の啓発といったようなことを、男女共同参画青少年課としては、大人に向けた事業を中心に行っているわけですがけれども、こういう学校教育現場において必要とされている男女共同参画に関する、例えば、ニーズの把握、情報の共有、あるいは県の教育委員会との連携といったようなことについては、どのような形で行われているのか、わかれば教えてください。</p>

<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>学校における男女共同、平等に関する教育・学習の推進ということで、男女共同参画青少年課の方でも、基本目標を達成するために、教育委員会と連携しております。例えば、青少年健全育成に向けた講師の派遣事業、自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施、後は、私立学校を対象にした人権教育、こうしたものに対する補助事業など、いろいろなことをやっております。また、学校においては、教育委員会と連携をとりながら、青少年に関連する事業を男女共同参画や青少年の健全育成の視点から実施しているところでございます。</p> <p>県民・生徒の意識調査については、教育委員会の方でされていればということで、我々のところではそういう対象では調査をしていないため、詳細を調べさせていただいて、後日、回答させていただきます。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>【後日、事務局から以下のとおり回答】</p> <p>県教育委員会に確認したところ、学校現場においては、男女共同参画を既に推進しており、施策検討のための意識調査等は特段実施していないとのことでした。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。他に委員の方から何かありませんか。全然違う角度からの質問、ご意見でも全く構いません。</p>
<p>委員</p>	<p>幼少期の教育も大切ですし、大人についても、最近の若者は、男女間の差が少しずつ平等な感じがしてきています。男女共同参画がなぜ進まないのかというと、前にも言われたように、昭和の形が残っている。企業トップの男性の考え方が変わらないと、なかなかその企業においても女性の意見などが反映できないと思うんです。だから若い人へは、今までのような教育をしていただいて、今ある企業のトップの考え方を換えられるような出前講座などにもう少し力を入れてもらって、その辺を考えていっていただきたいと思います。</p>

<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>おっしゃるとおり、企業トップの意識が変わらないとなかなか男女共同参画進まないということでございまして、県民意識調査の中でも、先ほども説明の中でも触れましたけども、なかなか女性を管理職にする、登用しようということを検討されない企業も未だにあるということでございます。そういう経営者、管理職の方の意識を変えていけるよう、昨年度から重点事業で、企業の方へ社会保険労務士さんなどが出向いて行って、女性が働きやすい職場環境づくりに向けた制度設計をお手伝いしたり、会社の中で女性活躍推進の中心になるような方に研修を受けていただき、その方を女性活躍推進サポーターに認定させていただいて、我々のところで受けた研修を企業にお持ち帰りいただき、企業の中で広めていっていただく。その研修やワークショップで得た成果を県内企業に横展開をするということで、リーフレットを作って県内の企業が「こういう取り組みをしていますよ」と周知するため、県内の企業の方にお配りして、貴社の方もこういう取り組みをしてはどうですかというようなこともお勧めしたいというところで、少しずつではありますがありますけれども、企業の経営者の意識も変えるよう、努めているところでございます。以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>令和4年の事業の実績の中で、いろいろある事業の実績の数字があります。例えば、2ページ目のSTOP!DVでいけば、高校生等の若い世代を対象にというのが実施回数6回であったり、自立支援事業では相談件数101件。こういう数字がありますけれども、この数字に対する率直な評価というのを県としてどのようにされていらっしゃるか、それを踏まえた上で、令和5年はどういう形でブラッシュアップといいますか、組み込まれているのかご説明いただければと思います。</p>
<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>県の令和4年度の成果についてということでございますけれども、例として挙げられました高校生、若い世代に対するデートDV防止に向けた講演会ですけれども、12月末現在で6回ということで、昨年度（令和3年度）で言いますと、13校が実施しております。ですから、12月で年度半分以上経っていて6件ということは、令和3年度に比べれば若干少ないと思っております。ただ、こういう講演会・研修会につきましては、コロナの感染の影響もございまして、なかなか出向いて行っている講演がうまくできてないところもございまして、今後も見据えな</p>

	<p>がら、特に対面的な取り組みについては、バランスを取りながら取り組んでいきたいと考えております。昨年度もコロナではあったので、昨年度が13回で、今年度6回だと若干少ないのかなと考えております。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございます。私が委員のご質問を解釈したのは、今回の件数だけではなくて、全ての件数についてどのような解釈をして、それをどのように次年度の計画に反映させていたのかということをお尋ねになったのではないかなと思っております。ですので、全ての数字でなくて全然構わないのですけれども、そのあたりをどういうふうに解釈し、どういうふうな方針で次年度の計画を立てられたかということについて、簡単に説明していただければと思います。</p>
<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>昨年度、今年度、様々な事業を実施する中で、やはりコロナの影響は非常に大きく、対面的な事業については十分できてないところがあります。そのため、予算は同額でやっていくにしても、先ほどウイズセンターの所長も説明しましたが、対面形式からオンライン形式へ変えていくなど、やり方を工夫して実施してまいりたいと考えております。先ほど、重点事業として、今取り組んでいる2事業をご説明させていただきました。企業の女性活躍に向けての働き方の改革、DVのSNS相談につきましては、今年度、昨年度とかなり成果が出ているのではないかと考えております。参加者もっと増やしたいというところもありますので、引き続き、やり方や広報の仕方なども考えながら実施していければと考えております。特にSNSのアプローチで、今年度初めてやった「気づき」を促す事業につきましては、かなり成果が上がっていると考えておりますので、来年度は、皆さんがより相談しやすいような仕組みを取り入れながら、実施していきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>男女平等に関する企業トップの件ですけれども、地元の企業、商工会議所とか、いろんな経済団体も多数ありますよね。そういうところでの働きかけ、企業のトップでこういうのを受けないといけないですよ、多分中からもそういうことが必要だという声が出てくると思うんですけど、そういうものを県の方</p>

	<p>が刺激するなどして、会の中で取り上げていただくような取り組みは、今までされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。企業に向けての働きかけということで、先ほど説明がありました「岡山女性活躍☆生き生き☆パッケージ事業」の中で、プラットフォームを作っており、昨年度、プラットフォームの立ち上げに際しては、県内の経済6団体にそれぞれ働きかけをしまして、そこから出席していただける方をご推薦いただいて、事業の実施をしたという経緯がございます。</p>
委員	<p>そこで研修を受けた人たちが各団体に帰って行って、その中で、また啓発を進めてくれる。</p>
事務局	<p>そうですね。先ほど少しご説明させていただきましたが、女性の活躍推進サポーターということで、各研修を受けて企業に帰っていただいて、引き続きその方々がキーパーソンとなって、企業の中での女性活躍推進の取組を進めていくっていただく。</p>
委員	<p>企業のトップのような方がそこで来られているのであれば、経済団体などが入ってもある程度力があると思うのでお勧めだと思うのですが、どういう方が参加しているのか気になって。</p>
事務局	<p>出席は推薦なので、こちらからこういう方をというのはなかなか難しい部分あったのですが、実際出てこられた方を見ますと、人事や総務部門でそれなりの影響力のある方々が参加されていました。</p>
委員	<p>去年から始まってますね、今後それが期待できると。</p>
事務局	<p>そうですね。企業への働きかけのお話にありましたように、トップの意識が非常に重要ということで、昨年度、事業を開始するに当たって、キックオフのイベントの際も、アマゾンジャパンの創業メンバーの方をお呼びしまして、企業に向けて、これからの企業は女性活躍の重要性を認識した上で活動していくことが、企業戦略上も必要ということをお知らせさせていただきました。</p>
委員	<p>それから、教育庁との関連でいえば、小学校・中学校は市町村が主体になると思うのですが、高校になってくれば、県がある程度できると思うんですけど、今僕も、県の助成事業でお金が出るので、性教育の研修や人権の講座で講師として呼ばれます。しかし、男女共同参画でというのは聞いたことないんで</p>

すが、それはどっちにも入ると思うんですよね。性教育でDVだとかそういう話を僕はするし、人権の方でLGBTの話もするので。DVの話も人権だと思いたすが。ただ、男女共同参画という枠組みはないので、なかなか浸透しないところがあるのではないかと思うんです。だから今、県の方で、性教育で手上げで全県で、今年度は20校なら20校を助成しますよという感じでやっているんですが、そこから多少分けてもらってもいいし、新たに作ることができればもっといいかもしれないですが、もう少し男女共同参画という観点で、学校の中で講演会を開いてもらおうと、その辺りは随分生徒にも理解が進むし、大体そういうことをすると、学校の先生方も一緒に来て見られるし、PTAの方も来られるような会をしているところもありますから、それも一つの手ではないかなと思うんです。特に高校であれば、県の方がグリップが効くと思うので、その辺りどうかと思いました。

もう一つ、今の質問から思ったのですが、この中に、「性の多様性」という意味でどのぐらいのことが入っているのかが見えなくて。ごくわずかではありますけれどLGBTなどと書いてあれば、多分そういう話してるんだらうとわかりますが、他の講演会などでは、「多様性」と書いてあるけど、「これ、内容が違うよね」というものが多いので、実質どれが…。僕も今年からここに参加させていただいたので、実質どれぐらいされているのかはわからなくて。それから、中をよく見ておかないと、男女共同参画関連の講師の中にLGBTのことをかなり批判されるような方もおられる。当然、女性活躍は推進しないといけないんですけれども、中には、「今は女性の問題が主」であって、「トランス女性、例えば、体は男性で心は女性の方に関しては、女性ではない」といふうに講演の中で言われる方もいるんです。ですから、そういう方がおられないのかどうかというのは、問題があるところですので。ただ、そういう視点で今まで講師を選ばれてなかったと思うので、そのあたりはどうなのか。例えば、他の自治体でそういう「性の多様性」についての講演などをしたときに、一緒におられる講師の中で、面と向かって「それはおかしい」という方おられるので。そのあたりは、岡山県の中でどうなっているのか。そういう視点で講師を選ばれているのかどうか。あるいはLGBT、性の多様性など

	<p>が、県の施策の中にどれぐらい入っていくのか、その辺りはわかるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ウィズセンターで、LGBTをテーマにした講座を開催しております。</p>
委員	<p>「LGBTが」というものが増えるのも、もちろんいいと思うんです。「性の多様性について」というメインテーマでやるのがいいんですけど、問題なのは、いろんな講演会の中でそういう視点が保たれてるのかどうかというのはすごく大事かと思って。「男女平等」や「男女共に」という言葉自体の講演会は多数ありますが、「ジェンダー平等」というふうに考えられているのかどうかということも今後は重要になっていく。今まではもう仕方ないと思うんですが。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>青少年の健全育成に限ったところではあるのですが、講師派遣事業というのでも県で行っておりまして、その中の派遣分野でいうと、性教育、デートDV、人権教育、子ども女性などで講師を派遣させていただいているところでございます。性教育・デートDVの分野中で、LGBTQ等の問題を扱う講座を選ばれる学校もございますので、専門の講師の方を県の方で推薦させていただき、講師を派遣しているところでございます。どちらかというLGBTQの講演も学校では多くなってきている状況でございます。実際の数字を手持ちでは持っていないのですけれども、私も2回程行ってみたのですが、どちらもLGBTQの講演だったということがありますので、やはり肌感覚では、皆さん子どもの学校での人権教育と言えばLGBTQも含まれていると感じております。</p>
委員	<p>どうしても、人権教育の中で人権問題として取り上げられているんですけど、本当は、生活の中でどのように対応できているかという問題ですので、あまり人権の中でやってるからいいという感じではない。同じ人権の課題でも、DVの中でも当然、性の多様性の問題はあるし、だからそのあたりをもうちょっと広い視野で捉えていただくのがいいかなと思いました。</p>
ウィズセンター 所長	<p>ウィズセンターの方では、今年度、多様性ということで、ウィズカレッジのテーマをゼミナールの男女共同参画セミナーで取り上げまして、昨年度は、LGBTQをテーマに講師の先生に来ていただきました。それはウィズカレッジで取り上げたんですけれども、こちらも県民一般を対象にということで、ま</p>

	<p>た、昨年度で言いますと、「L G B T Qとは何か」というあたりもまだそこまで浸透していないので、一般県民の方に理解していただくということで、まずは性の多様性ということを知っていただくための入り口のお話ができる方、その講師の方は、ご自身は性同一性障害を持たれている、性別的には男性の方だったんですけれども、本当にどなたでもわかりやすい違いに気付こうというような視点でのお話をいただきました。ウィズセンターとしても、まずは入り口部分である「違いがあるよ」ということを知ってもらうというところから先生をお願いしているような段階でございます。</p>
委員	<p>もちろん、一足飛びには難しいので、徐々に。男女共同参画を非常に長くされている方の中にも、アンコンシャスバイアスがかかっている、男女はこうあるべきだなどと思われて、男女共同参画の取組をされる方もおられるので、一般市民にもですが、専門家と言われている人の中にも、ある程度、性の多様性を踏まえた感覚を持っていただく方を増やしていくというのは、すごく大事なかなと。取り組みだしたところで、これからだと思うので、期待をしています。よろしく申し上げます。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございます。まだご意見あると思うのですが、終了時刻が近づいてまいりまして、次の議題が残っておりますので、議事3に移らせていただきたいと思っております。申し訳ないです。それでは、議事3「その他」について、事務局の方から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局の方からご説明させていただきます。「その他」として、お配りしている資料3をご覧ください。報道等でご存知の方もいらっしゃると思いますが、DV防止法について、改正が検討されているので、今の状況についてご説明させていただきます。なお、DV防止法の正式名称については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」と長い呼称になりますので、説明の都合上DV防止法という簡略化した表現とさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>また、改正法案が早ければ今国会中というような報道があったので、国の担当者に先日確認したのですが、閣議決定もされておらず、現時点で提供できる情報はないということでございました。それでは、お手元の資料をご覧くださいながらご説明</p>

させていただきます。

DV防止法というのは、配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備して、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図ることを目的に平成13年に制定された法律ですけれど、制定以降、対象となる暴力の形態や被害者の範囲の見直し、児童虐待との関連性を踏まえた見直しが行われるなど、いくつかの改正を経て現在に至っています。そして、昨年度から国のワーキンググループ等においてDV対策の更なる見直しが検討され、今後その検討内容がDV防止法に反映されていく予定となっております。時間も限られているので、見直しの主なポイントについてご説明します。

ご覧いただいている資料の下の部分「配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化のポイント」と緑の表題の部分をご覧ください。今回の法律の改正の中で、最も大きなポイントとなるのは、「保護命令の強化」というものです。「(3) 保護命令の強化」をご覧ください。保護命令というのは、被害者を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、加害者によるつきまといなど被害者への接近を禁止する「接近禁止命令」や、同居している加害者を一定期間、同居している住居から退去させる「退去命令」などがあります。これまでの「保護命令」の対象は、身体的な暴力を受けた人に限定されてきました。国の相談窓口での統計等によると、DVの様々な種類で、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、その他あるのですが、そのうち精神的暴力に関する相談が約6割を占めるといった事情を踏まえ、「精神に対する危害」についても対象とするべきという意見が出されました。また、子どもへの電話等を通じて、被害者の居場所が把握され、被害者が危険にさらされる恐れがあることから、「子どもへの電話等の禁止」というものも保護命令に追加すべきという意見が出されております。

次に、保護命令の期間についてですが、内閣府の実施したアンケートによると、自宅を離れた被害者は半年が経過しても、約5割が身体的暴力や精神的暴力等による危害や脅迫を受ける恐れがあり、半年の経過後も6割以上が不安や恐怖を感じているという結果があります。そういったことを踏まえて、現在「6カ月」としている接近禁止命令の期間を延ばして「1年と

	<p>すべき」という意見が出されております。また、現在、最長「2ヶ月間」とされている「退去命令」の期間については、一定の条件を満たせば申立てによって「6カ月」とすべきということが検討されております。</p> <p>次に、昨今のデジタル化の進展等に伴い生じてきた新たな行為として、SNSによる連絡やGPSなどを用いた被害者の位置情報の取得などに対処するために、加害者によるこれらの行為も保護命令の対象にすべきという検討がなされております。</p> <p>次に、保護命令違反の罰則について、重くすべきというような意見が出されているのですが、これについてはストーカー規制法の関連法の改正を踏まえて、現行の「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」を「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」に引き上げるべきという検討がなされております。</p> <p>その他に、地方公共団体によるDV対策に関する会議体の設置、行政機関と民間団体との連携等の見直しの必要性なども指摘をされております。</p> <p>簡単ではありますが、私からの説明は以上とさせていただきます。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問などある方は挙手を願います。</p>
委員	<p>予定ということは、DV法の改正に合わせてこれを取入れるという話でいいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。DV防止法の改正を国が考えていて、そのためのワーキンググループを国が立ち上げてまして、そこで議論されている内容をご紹介したということなので、この法案がまだ明らかになっていないのですが、おそらく、こういった検討内容が反映されたものが、改正法案として今後出されるのではないかと考えております。</p>
委員	<p>DV防止法の改正のニュースを見てふと思ったのは、SNSに関しては、ストーカー規制法の方で法令解釈ではできないから法律の改正を行ったという経緯が平成28年の改正ときあったような記憶があるので、法律の改正がなければ、県としてはこれらの内容を独自に盛り込むことができないということで対応していると思ったので。</p>
事務局	<p>県の方で策定しているDV基本計画というのがあるのですが、そういったDV対策の基本指針や計画を作る際には、国の</p>

	<p>根拠となる法令の改正内容等を踏まえて、見直しをしていくことになっています。改正内容が明らかになって、それが確定した暁には、その内容を踏まえたDV計画の見直しを行うということになります。</p>
委員	<p>僕の理解で合っているということですね。ありがとうございます。</p>
会長（司会）	<p>はい、ありがとうございます。他には何かございますでしょうか。それでは、以上で本日のすべての議事を終了いたしました。</p> <p>事務局におかれては、本日、皆様からいただいたご意見を参考に、今後の男女共同参画施策を推進されるよう、お願いします。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>会長、副会長ありがとうございました。委員の皆様、大変ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。なお、今年度の審議会はこれで最後となりますが、来年度の審議会も2回の開催を予定しており、第1回目は8月頃の開催を考えております。委員の皆様にはご多忙なこととは存じますが、なにとぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>